

頁	現 行	改 訂 案	修正内容
	<p>関西防災・減災プラン</p> <p>(総 則 編) (地震・津波災害対策編)</p>  <p>令和 4 年 3 月改訂 (令和 2 年 3 月改訂) (平成 29 年 11 月改訂) (平成 24 年 3 月策定)</p> <p>関西広域連合 広域防災局</p>	<p>関西防災・減災プラン</p> <p>(総 則 編) (地震・津波災害対策編)</p>  <p><u>令和 年 月改訂</u> <u>(令和 4 年 3 月改訂)</u> (令和 2 年 3 月改訂) (平成 29 年 11 月改訂) (平成 24 年 3 月策定)</p> <p>関西広域連合 広域防災局</p>	

頁	現 行	改 訂 案	修正内容
	目 次	目 次	
	○ 総則編	○ 総則編	
	Ⅰ プランの趣旨	Ⅰ プランの趣旨	
	1 策定の目的	1 策定の目的	
	2 策定にあたっての考え方	2 策定にあたっての考え方	
	3 策定方針	3 策定方針	
	4 計画の見直し	4 計画の見直し	
	プランの特徴	プランの特徴	
	広域連合だからできること	広域連合だからできること	
	Ⅱ 対象とする災害	Ⅱ 対象とする災害	
	Ⅲ 広域連合の役割	Ⅲ 広域連合の役割	
	1 大規模広域災害時の広域的対応指針の提示	1 大規模広域災害時の広域的対応指針の提示	
	2 応援・受援の調整	2 応援・受援の調整	
	3 災害情報の積極的な活用	3 災害情報の積極的な活用	
	4 災害に備えるための事業の企画・実施	4 災害に備えるための事業の企画・実施	
	5 自助・共助の取組の促進	5 自助・共助の取組の促進	
	○ 地震・津波災害対策編	○ 地震・津波災害対策編	
	Ⅰ 被害想定等	Ⅰ 被害想定等	
	1 南海トラフ巨大地震の被害想定	1 南海トラフ巨大地震の被害想定	
	2 南海トラフ沿いで大規模地震につながる可能性のある異常な現象	2 南海トラフ沿いで大規模地震につながる可能性のある異常な現象	
	3 関西圏域の南海トラフ地震防災対策推進地域の状況	3 関西圏域の南海トラフ地震防災対策推進地域の状況	
	4 近畿圏直下型地震	4 近畿圏直下型地震	
	Ⅱ 災害への備え	Ⅱ 災害への備え	
	1 関係機関・団体等との平常時からの連携	1 関係機関・団体等との平常時からの連携	
	(1) 構成団体との連携	(1) 構成団体との連携	
	(2) 広域連合他部局との連携	(2) 広域連合他部局との連携	
	(3) 他の広域ブロック等との連携	(3) 他の広域ブロック等との連携	
	(4) 広域応援制度の調整主体との連携	(4) 広域応援制度の調整主体との連携	
	(5) 市町村との連携	(5) 市町村との連携	
	(6) 国との連携	(6) 国との連携	
	(7) 専門家・防災研究機関等との連携	(7) 専門家・防災研究機関等との連携	
	(8) 企業・ボランティア等との連携	(8) 企業・ボランティア等との連携	
	2 南海トラフ地震防災対策推進地域における地震防災の体系	2 南海トラフ地震防災対策推進地域における地震防災の体系	
	3 防災・減災事業の展開	3 防災・減災事業の展開	
	(1) 災害対応体制の整備	(1) 災害対応体制の整備	
	(2) 訓練・研修の実施	(2) 訓練・研修の実施	
	(3) 津波災害対策の推進	(3) 津波災害対策の推進	
	(4) 孤立集落対策の実施	(4) 孤立集落対策の実施	
			表記誤りの修正

頁	現 行	改 訂 案	修正内容
	(5) 地域防災力の向上…………… 34	(5) 地域防災力の向上…………… 35	
	(6) 消防団の広域応援体制の推進…………… 35	(6) 消防団の広域応援体制の推進…………… 36	
	(7) 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進…………… 36	(7) 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進…………… 36	
	Ⅲ 災害への対応…………… 46	Ⅲ 災害への対応…………… 46	
	1 初動シナリオ…………… 48	1 初動シナリオ…………… 48	
	(1) 情報収集体制の確立…………… 48	(1) 情報収集体制の確立…………… 49	
	(2) 緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣…………… 50	(2) 緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣…………… 50	
	(3) 応援・受援体制の確立…………… 50	(3) 応援・受援体制の確立…………… 50	
	(4) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応…………… 57	(4) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応…………… 57	
	初動期オペレーションマップ…………… 60	初動期オペレーションマップ…………… 60	
	2 応援・受援シナリオ…………… 66	2 応援・受援シナリオ…………… 66	
	2-1 現地支援本部・現地連絡所の設置…………… 66	2-1 現地支援本部・現地連絡所の設置…………… 66	
	2-2 情報の収集・提供…………… 69	2-2 情報の収集・提供…………… 69	
	2-3 救援物資の需給調整…………… 70	2-3 救援物資の需給調整…………… 70	
	2-4 応援要員の派遣・受入調整…………… 74	2-4 応援要員の派遣・受入調整…………… 74	
	2-5 被災者の支援…………… 78	2-5 被災者の支援…………… 78	
	2-6 広域避難の受入調整…………… 80	2-6 広域避難の受入調整…………… 80	
	2-7 ボランティアの活動促進…………… 84	2-7 ボランティアの活動促進…………… 84	
	2-8 帰宅困難者への支援…………… 86	2-8 帰宅困難者への支援…………… 86	
	2-9 広域的な災害廃棄物処理の調整…………… 88	2-9 広域的な災害廃棄物処理の調整…………… 88	
	応急対応期オペレーションマップ…………… 92	応急対応期オペレーションマップ…………… 92	
	3 復旧・復興シナリオ…………… 102	3 復旧・復興シナリオ…………… 102	
	3-1 復興戦略の策定…………… 102	3-1 復興戦略の策定…………… 102	
	(1) 関西復興戦略の策定方針…………… 102	(1) 関西復興戦略の策定方針…………… 102	
	(2) 策定手順…………… 102	(2) 策定手順…………… 102	
	(3) 策定体制…………… 102	(3) 策定体制…………… 102	
	3-2 被災自治体の復興業務への支援…………… 108	3-2 被災自治体の復興業務への支援…………… 108	
	(1) 国等への提言等…………… 108	(1) 国等への提言等…………… 108	
	(2) 主要分野の復興に向けた視点と課題…………… 108	(2) 主要分野の復興に向けた視点と課題…………… 108	
	(3) 主要分野の復興シナリオ…………… 109	(3) 主要分野の復興シナリオ…………… 109	
	復旧・復興期オペレーションマップ…………… 112	復旧・復興期オペレーションマップ…………… 112	
	(参考) 阪神・淡路大震災からの復興における 取り組み …………… 116	(参考) 阪神・淡路大震災からの復興における 取組 …………… 116	



頁	現 行	改 訂 案	修正内容																				
2	<p>3 (略)</p> <p>4 計画の見直し</p> <p>本プランは、概ね3年に1度見直しを行う。</p> <p>ただし、国において防災対応の大きな変更があった場合等、必要があれば適宜プランの見直しを行う。</p> <p>なお、大規模な広域防災拠点施設の整備など、構成団体が実施する新たな事業に連携して取り組むとともに、進捗に合わせたプランへの反映を行う。</p> <p>また、プランの見直しにあたっては、想定場面を明確にした訓練を実施し、その検証結果を計画に反映させるなど、定期的に点検を行い計画の効果や実効性の確保を図る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(参考：計画策定経緯)</p> <p>平成 23 年度 総則編、地震・津波災害対策編を策定 原子力災害対策編は概括的・骨格的な計画を策定</p> <p>平成 25 年度 原子力災害対策編を改定</p> <p>平成 26 年度 風水害対策編、感染症対策編を策定</p> <p>平成 29 年度 総則編、地震・津波災害対策編を改訂</p> <p>平成 30 年度 原子力災害対策編を改訂</p> <p>令和元年度 総則編、地震・津波災害対策編、風水害対策編を改訂</p> <p>令和2年度 感染症対策編（家畜伝染病）を改訂</p> <p>令和3年度 総則編、地震・津波災害対策編、風水害対策編 原子力災害対策編を改訂</p> </div>	<p>3 (略)</p> <p>4 計画の見直し</p> <p>本プランは、概ね3年に1度見直しを行う。</p> <p>ただし、国において防災対応の大きな変更があった場合等、必要があれば適宜プランの見直しを行う。</p> <p>なお、大規模な広域防災拠点施設の整備など、構成団体が実施する新たな事業に連携して取り組むとともに、進捗に合わせたプランへの反映を行う。</p> <p>また、プランの見直しにあたっては、想定場面を明確にした訓練を実施し、その検証結果を計画に反映させるなど、定期的に点検を行い計画の効果や実効性の確保を図る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(参考：計画策定経緯)</p> <p>平成 23 年度 総則編、地震・津波災害対策編を策定 原子力災害対策編は概括的・骨格的な計画を策定</p> <p>平成 25 年度 原子力災害対策編を改定</p> <p>平成 26 年度 風水害対策編、感染症対策編を策定</p> <p>平成 29 年度 総則編、地震・津波災害対策編を改訂</p> <p>平成 30 年度 原子力災害対策編を改訂</p> <p>令和元年度 総則編、地震・津波災害対策編、風水害対策編を改訂</p> <p>令和2年度 感染症対策編（家畜伝染病）を改訂</p> <p>令和3年度 総則編、地震・津波災害対策編、風水害対策編、原子力災害対策編を改訂</p> <p>令和5年度 総則編、地震・津波災害対策編、風水害対策編、原子力災害対策編、感染症対策編を改訂</p> </div>	<p>感染症対策編を新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえて改訂</p> <p>国民保護事案への準用規定の明示</p>																				
6	<p>II 対象とする災害</p> <p>本プランは、被害が複数府県にまたがり、または単独の府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる大規模広域災害を対象とする。</p> <p>具体例は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="249 1251 1219 1656"> <thead> <tr> <th>災害区分</th> <th>具 体 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震・津波災害</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震などの海溝型地震 生駒断層帯地震などの近畿圏直下型地震 </td> </tr> <tr> <td>風水害</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 伊勢湾台風級の台風の大阪湾等への接近による高潮災害 琵琶湖・淀川等の大河川の洪水氾濫、集中豪雨による広範な内水氾濫及び土砂災害 </td> </tr> <tr> <td>原子力災害</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所事故 </td> </tr> <tr> <td>感染症</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等のまん延 高病原性鳥インフルエンザ・口蹄疫・豚熱等のまん延 </td> </tr> </tbody> </table> <p>その他、鉄道事故、航空機事故等の大規模事故災害、<u>大規模テロ等の危機管理事案</u>など広域的な対応が必要とされる災害、または大規模広域災害が発生するおそれがある場合については、プラン（総則及び<u>地震・津波</u>災害対策編）及び関西広域応援・受援実施要綱に準じて対応する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	災害区分	具 体 例	地震・津波災害	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震などの海溝型地震 生駒断層帯地震などの近畿圏直下型地震 	風水害	<ul style="list-style-type: none"> 伊勢湾台風級の台風の大阪湾等への接近による高潮災害 琵琶湖・淀川等の大河川の洪水氾濫、集中豪雨による広範な内水氾濫及び土砂災害 	原子力災害	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所事故 	感染症	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等のまん延 高病原性鳥インフルエンザ・口蹄疫・豚熱等のまん延 	<p>II 対象とする災害</p> <p>本プランは、被害が複数府県にまたがり、または単独の府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる大規模広域災害を対象とする。</p> <p>具体例は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1397 1251 2383 1656"> <thead> <tr> <th>災害区分</th> <th>具 体 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震・津波災害</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震などの海溝型地震 生駒断層帯地震などの近畿圏直下型地震 </td> </tr> <tr> <td>風水害</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 伊勢湾台風級の台風の大阪湾等への接近による高潮災害 琵琶湖・淀川等の大河川の洪水氾濫、集中豪雨による広範な内水氾濫及び土砂災害 </td> </tr> <tr> <td>原子力災害</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所事故 </td> </tr> <tr> <td>感染症</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ、<u>新型コロナウイルス感染症</u>等のまん延 高病原性鳥インフルエンザ・口蹄疫・豚熱等のまん延 </td> </tr> </tbody> </table> <p>その他、鉄道事故、航空機事故等の大規模事故災害、<u>武力攻撃及び緊急対処事態における攻撃による災害等、府県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じる恐れがある緊急の事案</u>など広域的な対応が必要とされる災害、または大規模広域災害が発生するおそれがある場合については、プラン（総則及び<u>各</u>災害対策編）及び関西広域応援・受援実施要綱に準じて対応する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	災害区分	具 体 例	地震・津波災害	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震などの海溝型地震 生駒断層帯地震などの近畿圏直下型地震 	風水害	<ul style="list-style-type: none"> 伊勢湾台風級の台風の大阪湾等への接近による高潮災害 琵琶湖・淀川等の大河川の洪水氾濫、集中豪雨による広範な内水氾濫及び土砂災害 	原子力災害	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所事故 	感染症	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ、<u>新型コロナウイルス感染症</u>等のまん延 高病原性鳥インフルエンザ・口蹄疫・豚熱等のまん延 	<p>感染症対策編を新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえて改訂</p> <p>国民保護事案への準用規定の明示</p>
災害区分	具 体 例																						
地震・津波災害	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震などの海溝型地震 生駒断層帯地震などの近畿圏直下型地震 																						
風水害	<ul style="list-style-type: none"> 伊勢湾台風級の台風の大阪湾等への接近による高潮災害 琵琶湖・淀川等の大河川の洪水氾濫、集中豪雨による広範な内水氾濫及び土砂災害 																						
原子力災害	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所事故 																						
感染症	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等のまん延 高病原性鳥インフルエンザ・口蹄疫・豚熱等のまん延 																						
災害区分	具 体 例																						
地震・津波災害	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震などの海溝型地震 生駒断層帯地震などの近畿圏直下型地震 																						
風水害	<ul style="list-style-type: none"> 伊勢湾台風級の台風の大阪湾等への接近による高潮災害 琵琶湖・淀川等の大河川の洪水氾濫、集中豪雨による広範な内水氾濫及び土砂災害 																						
原子力災害	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所事故 																						
感染症	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ、<u>新型コロナウイルス感染症</u>等のまん延 高病原性鳥インフルエンザ・口蹄疫・豚熱等のまん延 																						

頁	現 行	改 訂 案	修正内容
9	<p>I 被害想定等</p> <p>(略)</p> <p>1 南海トラフ巨大地震の被害想定</p> <p>関西で一番大きな被害が発生すると想定される南海トラフ全体が動いて発生する地震の被害想定を示す。なお、南海トラフ全体が動いて発生する地震の他、1854年の安政地震では、東海地震（東南海地震を含む）が先行して発生し、32時間後に南海地震が発生した。また、1944年に発生した東南海地震では、その2年後に南海地震が発生しており、①南海トラフ全体、②南海、東南海の連動、③東南海と南海の時間差発生などあらゆる連動ケースの可能性に留意する必要がある。（時間差発生の場合における対応については、p. 45を参照。）</p> <p>○各府県による被害想定（略）</p>	<p>I 被害想定等</p> <p>(略)</p> <p>1 南海トラフ巨大地震の被害想定</p> <p>関西で一番大きな被害が発生すると想定される南海トラフ全体が動いて発生する地震の被害想定を示す。なお、南海トラフ全体が動いて発生する地震の他、1854年の安政地震では、東海地震（東南海地震を含む）が先行して発生し、32時間後に南海地震が発生した。また、1944年に発生した東南海地震では、その2年後に南海地震が発生しており、①南海トラフ全体、②南海、東南海の連動、③東南海と南海の時間差発生などあらゆる連動ケースの可能性に留意する必要がある。（時間差発生の場合における対応については、p. 57を参照。）</p> <p>○各府県による被害想定（略）</p>	表記誤りの修正
17	<p><広域連合（広域防災局）の組織></p> <p>(略)</p>	<p><広域連合（広域防災局）の組織></p> <p>(略)</p>	組織改正の反映

頁	現 行	改 訂 案	修正内容	
21	(8) 企業・ボランティア等との連携 (略) (広域連合と企業等との協定一覧)	(8) 企業・ボランティア等との連携 (略) (広域連合と企業等との協定一覧)	時点更新	
	協定名	締結日	相手方	支援内容
	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	H23. 9. 22 H24. 11. 22 H27. 3. 17	コンビニエンスストア、外食事業者等 <u>23</u> 社	災害時に帰宅困難者に対してトイレ、水道水、道路情報を提供等
	大規模広域災害時における救援物資の提供及び調達に関する協定書	H25. 2. 25	プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン(株)	(平時) P&G から広域連合へ救援物資の無償提供 (災害時) 広域連合から P&G へ救援物資の供給要請
	災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定	H25. 3. 5	近畿2府 <u>8</u> 県、朝日航洋(株)、中日本航空(株)、四国航空(株)、アキヘリコプター(株)、東邦航空(株)、学校法人ヒラ学園	災害等緊急時に協定締結府県からの要請に基づき、物資及び人員の輸送に協力
	船舶による災害時の輸送等に関する協定書	H25. 3. 27	近畿旅客船協会、神戸旅客船協会	災害時に連合構成団体からの要請に基づき、船舶による輸送等の業務に協力
	復興まちづくりの支援に関する協定	H25. 3. 29	<u>阪神・淡路</u> まちづくり支援機構	災害時の地域の復興に向けたまちづくりに関する専門相談等に協力を得る
	危機発生時の支援協力に関する協定	H25. 8. 29	一般社団法人関西ゴルフ連盟、徳島県ゴルフ協会	危機発生時にクラブハウス等のゴルフ場施設を緊急避難地等として利用
	災害時におけるボランティア支援に関する協定書	H27. 5. 17	ライオンズクラブ国際協会 335 複合地区	被災地のボランティアセンターまでのボランティア輸送バスの手配・提供等
	原子力災害時の放射線被ばくの防止に関する協定	H27. 8. 17	近畿2府8県及び各府県放射線技士会、日本診療放射線技士会	原子力災害時の汚染スクリーニング及び除染に備えた人材育成、住民等に対する放射線被ばくに関する知識の普及等
	大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定	H27. 8. 17	近畿2府8県及び各府県宅建協会、不動産協会、 <u>ちんたい協会</u> 、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会、公益財団法人日本賃貸住宅管理協会	被災者への利用可能な空き室情報の提供及び空き室情報に基づく住宅のあっせん等に協力
	大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定	H27. 12. 2	近畿2府8県及び各府県バス協会	被災者、災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務に協力
	災害時における被災地支援に関する協定書	H28. 8. 28	公益社団法人日本青年会議所近畿地区協議会	<u>日本青年会議所のネットワークを活用した物的支援、ボランティア活動のための資機材の提供等に協力</u>
	大規模災害時におけるフォークリフトの提供に関する協定	R2. 3. 19	トヨタL&F近畿(株)、トヨタL&F兵庫(株)、トヨタL&F奈良(株)、トヨタL&F和歌山(株)、トヨタL&F岡山(株)、トヨタL&F徳島(株)	基幹的物資拠点及び府県市圏域の物資拠点、備蓄拠点等の運営に必要なフォークリフトの提供
	大規模広域災害における連携・協力に関する協定	R2. 3. 26	西日本電信電話(株)、関西電力(株)、大阪ガス(株)	道路啓開及びライフライン設備等の復旧事業における連携・協力
協定名	締結日	相手方	支援内容	
災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	H23. 9. 22 H24. 11. 22 H27. 3. 17 <u>R3. 9. 23</u> <u>R4. 9. 23 R5. 7. 20</u>	コンビニエンスストア、外食事業者等 <u>27</u> 社	災害時に帰宅困難者に対してトイレ、水道水、道路情報を提供等	
大規模広域災害時における救援物資の提供及び調達に関する協定書	H25. 2. 25	プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン(株)	(平時) P&G から広域連合へ救援物資の無償提供 (災害時) 広域連合から P&G へ救援物資の供給要請	
災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定	H25. 3. 5	近畿2府 <u>7</u> 県、朝日航洋(株)、中日本航空(株)、四国航空(株)、アキヘリコプター(株)、東邦航空(株)、学校法人ヒラ学園	災害等緊急時に協定締結府県からの要請に基づき、物資及び人員の輸送に協力	
船舶による災害時の輸送等に関する協定書	H25. 3. 27	近畿旅客船協会、神戸旅客船協会	災害時に連合構成団体からの要請に基づき、船舶による輸送等の業務に協力	
復興まちづくりの支援に関する協定	H25. 3. 29	<u>近畿災害対策</u> まちづくり支援機構 (<u>H29. 9 阪神・淡路</u> まちづくり支援機構より名称変更)	災害時の地域の復興に向けたまちづくりに関する専門相談等に協力を得る	
危機発生時の支援協力に関する協定	H25. 8. 29	一般社団法人関西ゴルフ連盟、徳島県ゴルフ協会	危機発生時にクラブハウス等のゴルフ場施設を緊急避難地等として利用	
災害時におけるボランティア支援に関する協定書	H27. 5. 17	ライオンズクラブ国際協会 335 複合地区	被災地のボランティアセンターまでのボランティア輸送バスの手配・提供等	
原子力災害時の放射線被ばくの防止に関する協定	H27. 8. 17	近畿2府8県及び各府県放射線技士会、日本診療放射線技士会	原子力災害時の汚染スクリーニング及び除染に備えた人材育成、住民等に対する放射線被ばくに関する知識の普及等	
大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定	H27. 8. 17	近畿2府8県及び各府県宅建協会、不動産協会、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会、公益財団法人日本賃貸住宅管理協会	被災者への利用可能な空き室情報の提供及び空き室情報に基づく住宅のあっせん等に協力	
大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定	H27. 12. 2	近畿2府8県及び各府県バス協会	被災者、災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務に協力	
災害時における被災地支援に関する協定書	H28. 8. 28	公益社団法人日本青年会議所近畿地区協議会	<u>物的・人的支援、ボランティア活動のための資機材の提供等</u>	
大規模広域災害時におけるフォークリフトの提供に関する協定	R2. 3. 19	トヨタL&F近畿(株)、トヨタL&F兵庫(株)、トヨタL&F奈良(株)、トヨタL&F和歌山(株)、トヨタL&F岡山(株)、トヨタL&F徳島(株)	基幹的物資拠点及び府県市圏域の物資拠点、備蓄拠点等の運営に必要なフォークリフトの提供	
大規模広域災害における連携・協力に関する協定	R2. 3. 26	西日本電信電話(株)、関西電力(株)、大阪ガス(株)	道路啓開及びライフライン設備等の復旧事業における連携・協力	
<u>災害時における愛玩動物への救護活動等に関する協定</u>	<u>R4. 3. 24</u>	<u>近畿地区連合獣医師会</u>	<u>災害時の飼養等されている愛玩動物に対する餌の配布等</u>	
表記誤りの修正				

頁	現 行	改 訂 案	修正内容
24	<p>(1) 災害対応体制の整備</p> <p>① (略)</p> <p>② 緊急派遣体制の整備</p> <p>広域連合は、大規模広域災害発生時において、応援の必要性についての情報収集のための緊急派遣チーム、応援決定後の被災府県等の支援ニーズの把握等のための現地支援本部の設置等を迅速に実施できるよう、緊急派遣体制を整備する。</p> <p>ア 緊急派遣チーム（先遣隊）の編成</p> <p>広域連合、構成団体及び連携県は、応援の必要性について判断する情報を収集するため、災害時に必要に応じて被災府県へ派遣する緊急派遣チーム（先遣隊）を編成する。被害想定のある特に大規模な災害については、被災府県と派遣予定府県の暫定的な組み合わせを事前に定めておき、これに基づいて編成する。</p> <p>なお、応援職員の派遣に当たっては、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する<u>ものとするとともに、派遣前のワクチン接種やPCR検査・抗原検査を検討する。</u></p> <p>(参考) 南海トラフ地震応急対応マニュアルに定める暫定の組み合わせ (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 緊急派遣チーム（先遣隊）の受入体制の整備</p> <p>構成団体は、緊急派遣チームの受入がスムーズに進むよう、受入体制を整える。また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やTV会議及びWeb会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p>③ (略)</p>	<p>(1) 災害対応体制の整備</p> <p>① (略)</p> <p>② 緊急派遣体制の整備</p> <p>広域連合は、大規模広域災害発生時において、応援の必要性についての情報収集のための緊急派遣チーム、応援決定後の被災府県等の支援ニーズの把握等のための現地支援本部の設置等を迅速に実施できるよう、緊急派遣体制を整備する。</p> <p>ア 緊急派遣チーム（先遣隊）の編成</p> <p>広域連合、構成団体及び連携県は、応援の必要性について判断する情報を収集するため、災害時に必要に応じて被災府県へ派遣する緊急派遣チーム（先遣隊）を編成する。被害想定のある特に大規模な災害については、被災府県と派遣予定府県の暫定的な組み合わせを事前に定めておき、これに基づいて編成する。</p> <p>なお、応援職員の派遣に当たっては、<u>感染症流行下においては、</u>感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</p> <p>(参考) 南海トラフ地震応急対応マニュアルに定める暫定の組み合わせ (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 緊急派遣チーム（先遣隊）の受入体制の整備</p> <p>構成団体は、緊急派遣チームの受入がスムーズに進むよう、受入体制を整える。また、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やTV会議及びWeb会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p>③ (略)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症となったことに伴う見直し</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症となったことに伴う見直し</p>

頁	現 行	改 訂 案	修正内容																
26	<p>④ 被災行政支援体制の整備</p> <p>大規模広域災害発生時には、津波災害等により庁舎が被災するなどした被災市町村は、行政機能の大幅な低下により、膨大な災害対応事務の発生に対応しきれない場合がある。</p> <p>このため、構成府県において、平時から管内市町村と協議等を行い、実効性のある支援体制の整備を進める。</p> <table border="1" data-bbox="210 384 1326 1335"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 被災市町村の被害状況に応じた支援体制の確保</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・構成府県は、被災市町村の被災程度に応じて、管内市町村の理解と協力を得て、応援する分野、人数を確保し、応援体制として支援チームを確保できるように努める。 【支援チーム（※）の構成例】 ※行政の機能回復に向け、支援アドバイスを行う人員で1つのチームを構成 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>総括</p> <ul style="list-style-type: none"> ロジスティクス担当（チーム員の業務・生活のサポート） 教育支援担当 保健・医療・福祉担当 災害廃棄物処理担当 ボランティア統括担当 仮設住宅等住宅対策担当 市町村機能支援（避難所運営、家屋被害認定等、証明書等発行）担当 人と防災未来センター 研究員 等 </div> <ul style="list-style-type: none"> 【行政事務分野別業務支援（※）の種類】 ※特定行政分野の個別業務支援 ・家屋被害認定 ・健康相談 ・栄養相談 ・こころのケア ・災害廃棄物処理 等 </td> </tr> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> <tr> <td>イ 市町村におけるカウンターパート方式の呼びかけ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災において、市町村レベルのカウンターパート方式による応援（非被災市町村が特定の被災市町村を応援）が有効であったことを踏まえ、構成府県は、管内市町村に同方式による応援について呼びかける。 （応援分野例） 救援物資などの物的支援、避難所運営、災害廃棄物処理、被災者健康相談・避難所衛生対策、被災家屋所有者確認、家屋被害認定、罹災証明発行、被災住宅応急修理、税務、生活再建支援金、義援金、災害弔慰金、仮設住宅入居、遺体安置所などの業務 </td> </tr> </tbody> </table> <p>⑤ （略）</p>	項 目	内 容	ア 被災市町村の被害状況に応じた支援体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・構成府県は、被災市町村の被災程度に応じて、管内市町村の理解と協力を得て、応援する分野、人数を確保し、応援体制として支援チームを確保できるように努める。 【支援チーム（※）の構成例】 ※行政の機能回復に向け、支援アドバイスを行う人員で1つのチームを構成 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>総括</p> <ul style="list-style-type: none"> ロジスティクス担当（チーム員の業務・生活のサポート） 教育支援担当 保健・医療・福祉担当 災害廃棄物処理担当 ボランティア統括担当 仮設住宅等住宅対策担当 市町村機能支援（避難所運営、家屋被害認定等、証明書等発行）担当 人と防災未来センター 研究員 等 </div> <ul style="list-style-type: none"> 【行政事務分野別業務支援（※）の種類】 ※特定行政分野の個別業務支援 ・家屋被害認定 ・健康相談 ・栄養相談 ・こころのケア ・災害廃棄物処理 等 	項 目	内 容	イ 市町村におけるカウンターパート方式の呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災において、市町村レベルのカウンターパート方式による応援（非被災市町村が特定の被災市町村を応援）が有効であったことを踏まえ、構成府県は、管内市町村に同方式による応援について呼びかける。 （応援分野例） 救援物資などの物的支援、避難所運営、災害廃棄物処理、被災者健康相談・避難所衛生対策、被災家屋所有者確認、家屋被害認定、罹災証明発行、被災住宅応急修理、税務、生活再建支援金、義援金、災害弔慰金、仮設住宅入居、遺体安置所などの業務 	<p>④ 被災行政支援体制の整備</p> <p>大規模広域災害発生時には、津波災害等により庁舎が被災するなどした被災市町村は、行政機能の大幅な低下により、膨大な災害対応事務の発生に対応しきれない場合がある。</p> <p>このため、構成府県において、平時から管内市町村と協議等を行い、実効性のある支援体制の整備を進める。</p> <table border="1" data-bbox="1356 384 2472 1335"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 被災市町村の被害状況に応じた支援体制の確保</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・構成府県は、被災市町村の被災程度に応じて、管内市町村の理解と協力を得て、応援する分野、人数を確保し、応援体制として支援チームを確保できるように努める。 【支援チーム（※）の構成例】 ※行政の機能回復に向け、支援アドバイスを行う人員で1つのチームを構成 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>総括</p> <ul style="list-style-type: none"> ロジスティクス担当（チーム員の業務・生活のサポート） 教育支援担当 保健・医療・福祉担当 災害廃棄物処理担当 ボランティア統括担当 仮設住宅等住宅対策担当 市町村機能支援（避難所運営、家屋被害認定等、証明書等発行）担当 人と防災未来センター 研究員 等 </div> <ul style="list-style-type: none"> 【行政事務分野別業務支援（※）の種類】 ※特定行政分野の個別業務支援 ・家屋被害認定 ・健康相談 ・栄養相談 ・こころのケア ・災害廃棄物処理 等 </td> </tr> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> <tr> <td>イ 市町村におけるカウンターパート方式の呼びかけ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災において、市町村レベルのカウンターパート方式による応援（非被災市町村が特定の被災市町村を応援）が有効であったことを踏まえ、構成府県は、管内市町村に同方式による応援について呼びかける。 （応援分野例） 救援物資などの物的支援、避難所運営、災害廃棄物処理、被災者健康相談・避難所衛生対策、被災家屋所有者確認、家屋被害認定、罹災証明発行、被災住宅応急修理、税務、生活再建支援金、義援金、災害弔慰金、仮設住宅入居、遺体安置所などの業務 </td> </tr> </tbody> </table> <p>⑤ （略）</p>	項 目	内 容	ア 被災市町村の被害状況に応じた支援体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・構成府県は、被災市町村の被災程度に応じて、管内市町村の理解と協力を得て、応援する分野、人数を確保し、応援体制として支援チームを確保できるように努める。 【支援チーム（※）の構成例】 ※行政の機能回復に向け、支援アドバイスを行う人員で1つのチームを構成 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>総括</p> <ul style="list-style-type: none"> ロジスティクス担当（チーム員の業務・生活のサポート） 教育支援担当 保健・医療・福祉担当 災害廃棄物処理担当 ボランティア統括担当 仮設住宅等住宅対策担当 市町村機能支援（避難所運営、家屋被害認定等、証明書等発行）担当 人と防災未来センター 研究員 等 </div> <ul style="list-style-type: none"> 【行政事務分野別業務支援（※）の種類】 ※特定行政分野の個別業務支援 ・家屋被害認定 ・健康相談 ・栄養相談 ・こころのケア ・災害廃棄物処理 等 	項 目	内 容	イ 市町村におけるカウンターパート方式の呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災において、市町村レベルのカウンターパート方式による応援（非被災市町村が特定の被災市町村を応援）が有効であったことを踏まえ、構成府県は、管内市町村に同方式による応援について呼びかける。 （応援分野例） 救援物資などの物的支援、避難所運営、災害廃棄物処理、被災者健康相談・避難所衛生対策、被災家屋所有者確認、家屋被害認定、罹災証明発行、被災住宅応急修理、税務、生活再建支援金、義援金、災害弔慰金、仮設住宅入居、遺体安置所などの業務 	<p>体裁の修正</p>
項 目	内 容																		
ア 被災市町村の被害状況に応じた支援体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・構成府県は、被災市町村の被災程度に応じて、管内市町村の理解と協力を得て、応援する分野、人数を確保し、応援体制として支援チームを確保できるように努める。 【支援チーム（※）の構成例】 ※行政の機能回復に向け、支援アドバイスを行う人員で1つのチームを構成 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>総括</p> <ul style="list-style-type: none"> ロジスティクス担当（チーム員の業務・生活のサポート） 教育支援担当 保健・医療・福祉担当 災害廃棄物処理担当 ボランティア統括担当 仮設住宅等住宅対策担当 市町村機能支援（避難所運営、家屋被害認定等、証明書等発行）担当 人と防災未来センター 研究員 等 </div> <ul style="list-style-type: none"> 【行政事務分野別業務支援（※）の種類】 ※特定行政分野の個別業務支援 ・家屋被害認定 ・健康相談 ・栄養相談 ・こころのケア ・災害廃棄物処理 等 																		
項 目	内 容																		
イ 市町村におけるカウンターパート方式の呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災において、市町村レベルのカウンターパート方式による応援（非被災市町村が特定の被災市町村を応援）が有効であったことを踏まえ、構成府県は、管内市町村に同方式による応援について呼びかける。 （応援分野例） 救援物資などの物的支援、避難所運営、災害廃棄物処理、被災者健康相談・避難所衛生対策、被災家屋所有者確認、家屋被害認定、罹災証明発行、被災住宅応急修理、税務、生活再建支援金、義援金、災害弔慰金、仮設住宅入居、遺体安置所などの業務 																		
項 目	内 容																		
ア 被災市町村の被害状況に応じた支援体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・構成府県は、被災市町村の被災程度に応じて、管内市町村の理解と協力を得て、応援する分野、人数を確保し、応援体制として支援チームを確保できるように努める。 【支援チーム（※）の構成例】 ※行政の機能回復に向け、支援アドバイスを行う人員で1つのチームを構成 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>総括</p> <ul style="list-style-type: none"> ロジスティクス担当（チーム員の業務・生活のサポート） 教育支援担当 保健・医療・福祉担当 災害廃棄物処理担当 ボランティア統括担当 仮設住宅等住宅対策担当 市町村機能支援（避難所運営、家屋被害認定等、証明書等発行）担当 人と防災未来センター 研究員 等 </div> <ul style="list-style-type: none"> 【行政事務分野別業務支援（※）の種類】 ※特定行政分野の個別業務支援 ・家屋被害認定 ・健康相談 ・栄養相談 ・こころのケア ・災害廃棄物処理 等 																		
項 目	内 容																		
イ 市町村におけるカウンターパート方式の呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災において、市町村レベルのカウンターパート方式による応援（非被災市町村が特定の被災市町村を応援）が有効であったことを踏まえ、構成府県は、管内市町村に同方式による応援について呼びかける。 （応援分野例） 救援物資などの物的支援、避難所運営、災害廃棄物処理、被災者健康相談・避難所衛生対策、被災家屋所有者確認、家屋被害認定、罹災証明発行、被災住宅応急修理、税務、生活再建支援金、義援金、災害弔慰金、仮設住宅入居、遺体安置所などの業務 																		

頁	現 行	改 訂 案	修正内容
27	<p>(略)</p> <p>【参考】災害時の情報入手方法等周知のための外国人観光客向け啓発カードの作成 府県域を越えて広域的に観光地等を移動する外国人観光客は、被災経験や災害に関する基礎知識がない、土地勘がない、日本語によるコミュニケーションに不慣れな場合が多いことから、発災時に円滑な避難行動をとれないおそれがある。 そのため、関西広域連合は、平時から、携帯電話端末等を用いて、QRコードを読みとることで、災害時に外国人観光客が自らとるべき行動、災害時における災害関連情報の入手方法等の周知に活用できる啓発カードを令和2年に作成し、観光案内所、宿泊施設等で配布を行っている。</p>  <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>【参考】災害時の情報入手方法等周知のための外国人観光客向け啓発カードの作成 府県域を越えて広域的に観光地等を移動する外国人観光客は、被災経験や災害に関する基礎知識がない、土地勘がない、日本語によるコミュニケーションに不慣れな場合が多いことから、発災時に円滑な避難行動をとれないおそれがある。 そのため、関西広域連合は、平時から、携帯電話端末等を用いて、QRコードを読みとることで、災害時に外国人観光客が自らとるべき行動、災害時における災害関連情報の入手方法等の周知に活用できる啓発カードを令和2年に作成し、観光案内所、宿泊施設等で配布を行っている。<u>(令和5年3月 更新)</u></p>  <p>(略)</p>	<p>時点更新</p>
28	<p>エ 指定避難所の整備 市町村は、指定避難所の指定を進めるとともに、平常時から住民に場所・収容人数等について周知徹底を行う。指定避難所の指定にあたっては、下記の項目に留意して指定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有していること 速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有していること 耐震性・耐火性が確保されており、津波等による被害のおそれがないこと 災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること <p>なお、指定避難所に老朽化の兆候が認められる場合は、計画的な安全確保対策に努める。</p> <p>また、指定避難所として活用する施設について、学校や指定管理施設等を指定する場合は、指定避難所としての施設の利用方法、運営管理に関する役割分担等について事前に管理者等と具体的な調整を図る。</p> <p>さらに、指定避難所における良好な生活環境を確保するために、施設整備や、避難生活に必要な物資の備蓄、運営管理に係るマニュアル作成・訓練等の実施、専門家等との情報交換等に努める。</p> <p>加えて、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。</p> <p>また、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、保健所は、防災担当部局と連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。さらに、管内市町村の防災担当部局と連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて自宅療養者等に対し、個人情報に留意しつつ、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>エ 指定避難所の整備 市町村は、指定避難所の指定を進めるとともに、平常時から住民に場所・収容人数等について周知徹底を行う。指定避難所の指定にあたっては、下記の項目に留意して指定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有していること 速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有していること 耐震性・耐火性が確保されており、津波等による被害のおそれがないこと 災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること <p>なお、指定避難所に老朽化の兆候が認められる場合は、計画的な安全確保対策に努める。</p> <p>また、指定避難所として活用する施設について、学校や指定管理施設等を指定する場合は、指定避難所としての施設の利用方法、運営管理に関する役割分担等について事前に管理者等と具体的な調整を図る。</p> <p>さらに、指定避難所における良好な生活環境を確保するために、施設整備や、避難生活に必要な物資の備蓄、運営管理に係るマニュアル作成・訓練等の実施、専門家等との情報交換等に努める。</p> <p>加えて、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。</p> <p>また、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、保健所は、防災担当部局と連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。さらに、管内市町村の防災担当部局と連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて自宅療養者等に対し、個人情報に留意しつつ、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症となったことに伴う見直し</p>

頁	現 行	改 訂 案	修正内容
50	<p>(2) 緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣</p> <p>広域連合は、圏域内で震度6弱以上の揺れが観測された場合又は府県間の通信途絶等により情報の収集が困難な場合において、甚大な被害が推測される時は、速やかに緊急派遣チーム（先遣隊）を被災府県に派遣し、被害状況、支援ニーズ等、応援に必要な情報を収集する。</p> <p>なお、応援職員の派遣に当たっては、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する<u>ものとする</u>とともに、<u>派遣前のワクチン接種やPCR検査・抗原検査を検討する。</u></p> <p>広域連合は、事態の状況を勘案し、必要に応じて被災府県の近隣の構成団体又は連携県に緊急派遣チームの派遣を要請する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>(2) 緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣</p> <p>広域連合は、圏域内で震度6弱以上の揺れが観測された場合又は府県間の通信途絶等により情報の収集が困難な場合において、甚大な被害が推測される時は、速やかに緊急派遣チーム（先遣隊）を被災府県に派遣し、被害状況、支援ニーズ等、応援に必要な情報を収集する。</p> <p>なお、応援職員の派遣に当たっては、<u>感染症流行下においては、</u>感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</p> <p>広域連合は、事態の状況を勘案し、必要に応じて被災府県の近隣の構成団体又は連携県に緊急派遣チームの派遣を要請する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症となったことに伴う見直し</p>
51	<p>イ (略)</p> <p>ウ 災害対策本部事務局</p> <p>災害対策本部に、その事務を処理させるため、災害対策本部事務局を置く。</p> <p>災害対策本部事務局は、広域防災局が担う。</p> <p>構成団体及び連携県は、連絡員として災害対策本部事務局に關係職員を派遣する。</p> <p>ただし、自府県の災害対応が必要で派遣が困難な場合はこの限りでない。</p> <p>なお、応援職員の派遣に当たっては、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する<u>ものとする</u>とともに、<u>派遣前のワクチン接種やPCR検査・抗原検査を検討する。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>イ (略)</p> <p>ウ 災害対策本部事務局</p> <p>災害対策本部に、その事務を処理させるため、災害対策本部事務局を置く。</p> <p>災害対策本部事務局は、広域防災局が担う。</p> <p>構成団体及び連携県は、連絡員として災害対策本部事務局に關係職員を派遣する。</p> <p>ただし、自府県の災害対応が必要で派遣が困難な場合はこの限りでない。</p> <p>なお、応援職員の派遣に当たっては、<u>感染症流行下においては、</u>感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症となったことに伴う見直し</p>
52	<p>② 応援体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 現地支援本部・現地連絡所の設置</p> <p>広域連合及び応援団体は、災害対策（支援）本部を設置したときは、必要に応じて被災団体の災害対策本部等との連携及び支援ニーズに係る情報収集や応援活動のため、被災府県庁内等に現地支援本部を、被災市町村役場内等に現地連絡所を設置する。</p> <p>なお、応援職員の派遣に当たっては、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する<u>ものとする</u>とともに、<u>派遣前のワクチン接種やPCR検査・抗原検査を検討する。</u></p> <p>現地支援本部及び現地連絡所の開設及び運営については、被災府県の業務に負担を掛けないことを旨とし、原則として自給自足によるものとする。</p> <p>設置場所については、原則として被災団体の庁舎内とするが、それが望めない場合には、近隣の建物、又は仮設テント等で対応する。</p> <p>なお、カウンターパート方式により複数の構成団体が同一の被災構成団体に応援を行う場合は、幹事構成団体が現地支援本部を統括する。</p>	<p>② 応援体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 現地支援本部・現地連絡所の設置</p> <p>広域連合及び応援団体は、災害対策（支援）本部を設置したときは、必要に応じて被災団体の災害対策本部等との連携及び支援ニーズに係る情報収集や応援活動のため、被災府県庁内等に現地支援本部を、被災市町村役場内等に現地連絡所を設置する。</p> <p>なお、応援職員の派遣に当たっては、<u>感染症流行下においては、</u>感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</p> <p>現地支援本部及び現地連絡所の開設及び運営については、被災府県の業務に負担を掛けないことを旨とし、原則として自給自足によるものとする。</p> <p>設置場所については、原則として被災団体の庁舎内とするが、それが望めない場合には、近隣の建物、又は仮設テント等で対応する。</p> <p>なお、カウンターパート方式により複数の構成団体が同一の被災構成団体に応援を行う場合は、幹事構成団体が現地支援本部を統括する。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症となったことに伴う見直し</p>

頁	現 行	改 訂 案	修正内容																
	<p>ウ 政府現地対策本部への職員派遣</p> <p>南海トラフ地震が発生し、政府現地対策本部が設置された場合は、広域連合、構成団体及び連携県から職員を派遣し情報収集等を行う。</p> <p>なお、応援職員の派遣に当たっては、新型コロナウイルス感染症を含む<u>感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する</u>ものとするとともに、派遣前のワクチン接種やPCR検査・抗原検査を検討する。</p> <p>また、具体的な運用ルール等は、国と協議し、関西広域応援・受援実施要綱等で定める。</p>	<p>ウ 政府現地対策本部への職員派遣</p> <p>南海トラフ地震が発生し、政府現地対策本部が設置された場合は、広域連合、構成団体及び連携県から職員を派遣し情報収集等を行う。</p> <p>なお、応援職員の派遣に当たっては、<u>感染症流行下においては、</u>感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</p> <p>また、具体的な運用ルール等は、国と協議し、関西広域応援・受援実施要綱等で定める。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症となったことに伴う見直し</p>																
55	<p>(被災府県の受援業務)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>主な受援業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通事項</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>他府県等応援要員受入</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 自府県及び被災市町村が必要とする職員の職種、人数、派遣先、派遣期間等を取りまとめ、応援団体又は広域連合に要請 長期応援要員等の宿泊場所を確保 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やTV会議及びWeb会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保 臨時ヘリポートの開設及び運用要員、通信機器、燃料確保 等 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">以下、(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	主な受援業務	共通事項	(略)	他府県等応援要員受入	<ul style="list-style-type: none"> 自府県及び被災市町村が必要とする職員の職種、人数、派遣先、派遣期間等を取りまとめ、応援団体又は広域連合に要請 長期応援要員等の宿泊場所を確保 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やTV会議及びWeb会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保 臨時ヘリポートの開設及び運用要員、通信機器、燃料確保 等 	以下、(略)		<p>(被災府県の受援業務)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>主な受援業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通事項</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>他府県等応援要員受入</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 自府県及び被災市町村が必要とする職員の職種、人数、派遣先、派遣期間等を取りまとめ、応援団体又は広域連合に要請 長期応援要員等の宿泊場所を確保 感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やTV会議及びWeb会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保 臨時ヘリポートの開設及び運用要員、通信機器、燃料確保 等 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">以下、(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	主な受援業務	共通事項	(略)	他府県等応援要員受入	<ul style="list-style-type: none"> 自府県及び被災市町村が必要とする職員の職種、人数、派遣先、派遣期間等を取りまとめ、応援団体又は広域連合に要請 長期応援要員等の宿泊場所を確保 感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やTV会議及びWeb会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保 臨時ヘリポートの開設及び運用要員、通信機器、燃料確保 等 	以下、(略)		<p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症となったことに伴う見直し</p>
区分	主な受援業務																		
共通事項	(略)																		
他府県等応援要員受入	<ul style="list-style-type: none"> 自府県及び被災市町村が必要とする職員の職種、人数、派遣先、派遣期間等を取りまとめ、応援団体又は広域連合に要請 長期応援要員等の宿泊場所を確保 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やTV会議及びWeb会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保 臨時ヘリポートの開設及び運用要員、通信機器、燃料確保 等 																		
以下、(略)																			
区分	主な受援業務																		
共通事項	(略)																		
他府県等応援要員受入	<ul style="list-style-type: none"> 自府県及び被災市町村が必要とする職員の職種、人数、派遣先、派遣期間等を取りまとめ、応援団体又は広域連合に要請 長期応援要員等の宿泊場所を確保 感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やTV会議及びWeb会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保 臨時ヘリポートの開設及び運用要員、通信機器、燃料確保 等 																		
以下、(略)																			
56	<p>(被災市町村の受援業務)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>主な受援業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通事項</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>他府県等応援要員受入</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 人的応援について被災府県へ要請 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やTV会議及びWeb会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保 長期応援要員等の宿泊場所を確保 孤立集落の有無の確認。衛星携帯電話等の確保。不足する場合は、被災府県に必要数を要請 臨時ヘリポートの開設及び運用要員、通信機器、燃料確保 等 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">以下、(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	主な受援業務	共通事項	(略)	他府県等応援要員受入	<ul style="list-style-type: none"> 人的応援について被災府県へ要請 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やTV会議及びWeb会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保 長期応援要員等の宿泊場所を確保 孤立集落の有無の確認。衛星携帯電話等の確保。不足する場合は、被災府県に必要数を要請 臨時ヘリポートの開設及び運用要員、通信機器、燃料確保 等 	以下、(略)		<p>(被災市町村の受援業務)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>主な受援業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通事項</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>他府県等応援要員受入</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 人的応援について被災府県へ要請 感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やTV会議及びWeb会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保 長期応援要員等の宿泊場所を確保 孤立集落の有無の確認。衛星携帯電話等の確保。不足する場合は、被災府県に必要数を要請 臨時ヘリポートの開設及び運用要員、通信機器、燃料確保 等 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">以下、(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	主な受援業務	共通事項	(略)	他府県等応援要員受入	<ul style="list-style-type: none"> 人的応援について被災府県へ要請 感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やTV会議及びWeb会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保 長期応援要員等の宿泊場所を確保 孤立集落の有無の確認。衛星携帯電話等の確保。不足する場合は、被災府県に必要数を要請 臨時ヘリポートの開設及び運用要員、通信機器、燃料確保 等 	以下、(略)		<p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症となったことに伴う見直し</p>
区分	主な受援業務																		
共通事項	(略)																		
他府県等応援要員受入	<ul style="list-style-type: none"> 人的応援について被災府県へ要請 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やTV会議及びWeb会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保 長期応援要員等の宿泊場所を確保 孤立集落の有無の確認。衛星携帯電話等の確保。不足する場合は、被災府県に必要数を要請 臨時ヘリポートの開設及び運用要員、通信機器、燃料確保 等 																		
以下、(略)																			
区分	主な受援業務																		
共通事項	(略)																		
他府県等応援要員受入	<ul style="list-style-type: none"> 人的応援について被災府県へ要請 感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やTV会議及びWeb会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保 長期応援要員等の宿泊場所を確保 孤立集落の有無の確認。衛星携帯電話等の確保。不足する場合は、被災府県に必要数を要請 臨時ヘリポートの開設及び運用要員、通信機器、燃料確保 等 																		
以下、(略)																			
57	<p>(略)</p> <p>(4) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応 (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 防災対応</p> <p>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の発表があったときは、国の緊急災害対策本部長(内閣総理大臣)から、南海トラフ地震防災対策推進地域(関西圏域では、福井県と鳥取県を除く8府県)を有する都道府県知事及び同地域に指定された市町村長に対して、後発地震に対する警戒する措置をとるべき旨の指示が行われる。</p>	<p>(略)</p> <p>(4) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応 (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 防災対応</p> <p>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の発表があったときは、国の緊急災害対策本部長(内閣総理大臣)から、南海トラフ地震防災対策推進地域(関西圏域では、福井県と鳥取県を除く8府県)を有する都道府県知事及び同地域に指定された市町村長に対して、後発地震に対する警戒する措置をとるべき旨の指示が行われる。</p>	<p>表記誤りの修正</p>																

頁	現 行	改 訂 案	修正内容
67	<p>(1) 被災構成団体の対応</p> <p>① (略)</p> <p>② 受援体制の整備 被災構成府県及び被災市町村は、広域連合及び応援団体等からの応援受入体制の整備を行う。</p> <p>〔主な受援業務〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応援を受け入れるための受援窓口の設置 ・ 可能な範囲で、現地支援本部等の設置のための場所、机、椅子等の提供 ・ 現地支援本部等応援に入っている自治体等との定期的な意見交換の場の設定 ・ その他主な受援業務は p. 54 に記載 <p>(2) (略)</p>	<p>(1) 被災構成団体の対応</p> <p>① (略)</p> <p>② 受援体制の整備 被災構成府県及び被災市町村は、広域連合及び応援団体等からの応援受入体制の整備を行う。</p> <p>〔主な受援業務〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応援を受け入れるための受援窓口の設置 ・ 可能な範囲で、現地支援本部等の設置のための場所、机、椅子等の提供 ・ 現地支援本部等応援に入っている自治体等との定期的な意見交換の場の設定 ・ その他主な受援業務は p. 55 に記載 <p>(2) (略)</p>	表記誤りの修正
76	<p>② 応援職員の受け入れ 被災構成府県は、応援職員への業務の割当についての現地支援本部等との調整、執務スペースの提供及び応援の交代要員への引き継ぎ方法の確立等応援職員の受入体制の整備に努める。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やTV会議及びWeb会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。また、必要に応じて応援要員の宿舍等の確保を行う。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 広域連合・応援団体の対応</p> <p>① (略)</p> <p>② 応援要員の派遣調整 応援構成団体は、被災府県からの応援要員の派遣要請に基づき、若しくは自ら必要と判断した場合には、要員を派遣する。なお、カウンターパート方式により同一被災構成団体を担当する応援構成団体が複数ある場合は、幹事府県が中心となり、応援要員の派遣について十分な調整を行うものとする。</p> <p>なお、応援職員の派遣に当たっては、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する<u>ものとするとともに、派遣前のワクチン接種やPCR検査・抗原検査を検討する。</u></p> <p>また、被災団体が先の災害で要員を他圏域に派遣しており、自らの災害対応のために当該要員を自団体に戻す場合、広域連合は、代替要員の派遣について構成団体・連携県、国等と調整する。</p> <p>③ (略)</p>	<p>② 応援職員の受け入れ 被災構成府県は、応援職員への業務の割当についての現地支援本部等との調整、執務スペースの提供及び応援の交代要員への引き継ぎ方法の確立等応援職員の受入体制の整備に努める。その際、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やTV会議及びWeb会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。また、必要に応じて応援要員の宿舍等の確保を行う。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 広域連合・応援団体の対応</p> <p>① (略)</p> <p>② 応援要員の派遣調整 応援構成団体は、被災府県からの応援要員の派遣要請に基づき、若しくは自ら必要と判断した場合には、要員を派遣する。なお、カウンターパート方式により同一被災構成団体を担当する応援構成団体が複数ある場合は、幹事府県が中心となり、応援要員の派遣について十分な調整を行うものとする。</p> <p>なお、応援職員の派遣に当たっては、<u>感染症流行下においては、</u>感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</p> <p>また、被災団体が先の災害で要員を他圏域に派遣しており、自らの災害対応のために当該要員を自団体に戻す場合、広域連合は、代替要員の派遣について構成団体・連携県、国等と調整する。</p> <p>③ (略)</p>	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症となったことに伴う見直し
78	<p>2-5 被災者の支援 被災者の生活状況や支援ニーズは応急対応期から復旧・復興へと向かう過程で大きく変化していくことから、広域連合、構成団体及び連携県は、これに対応したきめ細かい支援を行う。</p> <p>広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災市町村が開設する避難所や避難所外に避難する被災者の生活を支援するため、被災市町村が行う避難者対策を支援する。</p> <p>構成団体は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大がみられる場合は</u>、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置が講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所等に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。</p>	<p>2-5 被災者の支援 被災者の生活状況や支援ニーズは応急対応期から復旧・復興へと向かう過程で大きく変化していくことから、広域連合、構成団体及び連携県は、これに対応したきめ細かい支援を行う。</p> <p>広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災市町村が開設する避難所や避難所外に避難する被災者の生活を支援するため、被災市町村が行う避難者対策を支援する。</p> <p>構成団体は、<u>感染症の流行下において</u>、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置が講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所等に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。</p>	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症となったことに伴う見直し

頁	現 行				改 訂 案				修正内容	
78	<被災者の生活状況の変化と必要な対応>				<被災者の生活状況の変化と必要な対応>					
	避難所期・被災直後の一時的な生活空間	前期	<p>生活の状況</p> <p>1 避難所の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災市町村職員が対応 地域自治会等の組織による運営が求められる ※在宅避難、指定されていない場所での避難（車中泊等）の存在に留意 <p>2 情報の取得・管理・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難者への提供情報の不足や錯綜、マスコミ等の殺到 <p>3 食料・物資</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路の途絶や電気、ガス、水道などライフラインの寸断、膨大な被災者の発生などにより、食料、水、生活必需品が不足 <p>4 避難所の居住環境</p> <ul style="list-style-type: none"> 暑さ・寒さへの対応ができない トイレ、風呂が利用できない 多数の避難者で混雑、プライバシーの確保が困難 ウイルス等による集団感染の懸念 性暴力・DVの発生 	<p>必要な対応</p> <p>1 避難所の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所受付窓口の設置 避難者名簿の整備 避難所内レイアウトの決定 避難所運営方針、ルールの確立 避難所運営会議（定例）の開催 応援職員等による支援、ボランティアによる支援 ※ペット同行避難者及び子供のいる家族等への配慮 女性の参画の推進 <p>2 情報の取得・管理・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報取得手段の確保、携帯電話、スマートフォン等の充電手段の確保 避難所開設状況等広報活動の実施 支援情報の掲示等情報共有の実施 在宅避難者への支援情報等の広報手段の確保 <p>3 食料・物資</p> <ul style="list-style-type: none"> 備蓄物資の配布 ※高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある方等への配慮 必要食数の把握・報告 救援物資調達・救援ルートの確保 物資の数量管理、衛生的な保管 衛生資材、女性特有の物資（生理用品）の確保 <p>4 避難所の居住環境</p> <ul style="list-style-type: none"> 毛布の配布 避難所の換気、冷暖房機器などの整備 停電に備えたライト等の配備 福祉避難所の確保、企業の研修施設・保養施設などの活用 広域避難受入 仮設トイレ、仮設風呂の応援、周辺施設の風呂の開放 ※女性の視点に留意 ※女性や子供等の安全に配慮 ・新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のための適切な避難スペースの確保や適切な避難所レイアウト ・トイレの使用ルールの周知、トイレの衛生的な管理 	<p>広域連合の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救援物資の需給調整 (2-3で詳細を記載 p. 64) ○応援職員の派遣・受入調整 (2-4で詳細を記載 p. 68) ○広域避難の受入調整 (2-6で詳細を記載 p. 74) ○ボランティアの活動促進 (2-7で詳細を記載 p. 78) 	避難所期・被災直後の一時的な生活空間	前期	<p>生活の状況</p> <p>1 避難所の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災市町村職員が対応 地域自治会等の組織による運営が求められる ※在宅避難、指定されていない場所での避難（車中泊等）の存在に留意 <p>2 情報の取得・管理・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難者への提供情報の不足や錯綜、マスコミ等の殺到 <p>3 食料・物資</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路の途絶や電気、ガス、水道などライフラインの寸断、膨大な被災者の発生などにより、食料、水、生活必需品が不足 <p>4 避難所の居住環境</p> <ul style="list-style-type: none"> 暑さ・寒さへの対応ができない トイレ、風呂が利用できない 多数の避難者で混雑、プライバシーの確保が困難 ウイルス等による集団感染の懸念 性暴力・DVの発生 	<p>必要な対応</p> <p>1 避難所の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所受付窓口の設置 避難者名簿の整備 避難所内レイアウトの決定 避難所運営方針、ルールの確立 避難所運営会議（定例）の開催 応援職員等による支援、ボランティアによる支援 ※ペット同行避難者及び子供のいる家族等への配慮 女性の参画の推進 <p>2 情報の取得・管理・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報取得手段の確保、携帯電話、スマートフォン等の充電手段の確保 避難所開設状況等広報活動の実施 支援情報の掲示等情報共有の実施 在宅避難者への支援情報等の広報手段の確保 <p>3 食料・物資</p> <ul style="list-style-type: none"> 備蓄物資の配布 ※高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある方等への配慮 必要食数の把握・報告 救援物資調達・救援ルートの確保 物資の数量管理、衛生的な保管 衛生資材、女性特有の物資（生理用品）の確保 <p>4 避難所の居住環境</p> <ul style="list-style-type: none"> 毛布の配布 避難所の換気、冷暖房機器などの整備 停電に備えたライト等の配備 福祉避難所の確保、企業の研修施設・保養施設などの活用 広域避難受入 仮設トイレ、仮設風呂の応援、周辺施設の風呂の開放 ※女性の視点に留意 ※女性や子供等の安全に配慮 ・感染症対策のための適切な避難スペースの確保や適切な避難所レイアウト ・トイレの使用ルールの周知、トイレの衛生的な管理 	<p>広域連合の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救援物資の需給調整 (2-3で詳細を記載 p. 70) ○応援職員の派遣・受入調整 (2-4で詳細を記載 p. 74) ○広域避難の受入調整 (2-6で詳細を記載 p. 80) ○ボランティアの活動促進 (2-7で詳細を記載 p. 84)

頁	現 行				改 訂 案				修正内容																								
79	<p>＜被災者の生活状況の変化と必要な対応＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">生活の状況</th> <th>必要な対応</th> <th>広域連合の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>避難所期・被災直後の一時的な生活空間</td> <td> 1 避難所の運営 ・応援職員やボランティアに依存 ・昼間の避難者の減→運営への支障 2 情報の取得・管理・共有 ・災害対策本部等からの情報提供、生活支援情報の提供等 3 食料・物資 ・炊き出し、仕出し弁当、食料の多品目化、個炊、一般的な支援物資の充足 ・物的ニーズの多様化（シャワー、殺虫剤、季節衣料等） 4 避難所の居住環境 ・プライバシーの向上（間仕切り、更衣ルームなど） ・悪臭・はえ・蚊の発生 ・ウイルス等による集団感染の懸念 ・性暴力・DVの発生 5 医療・健康 ・生活不活発病等二次的な健康問題発生 ・災害のストレスによる精神的不調 </td> <td> 1 避難所の運営 ・避難所運営会議（定例）の開催 ・避難所運営の民間委託又は自主運営の働きかけ、防災士、ボランティア等との協力連携 ・女性の参画の推進 2 情報の取得・管理・共有 ・生活支援情報のわかりやすい掲示 ・在宅避難者への支援情報の発信 3 食料・物資 ・ボランティアなどによる支援 ・温かい食事の提供、栄養面の配慮 4 避難所の居住環境 ・新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のための適切な避難スペースの確保や適切な避難所レイアウト ・避難所の換気、冷暖房機器などの整備 ・避難所のバリアフリー化、間仕切りパーティションの設置 ※男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮 ・段ボールベッド等簡易ベッドの設置 ・シャワーや風呂の確保 ・洗濯場の確保 ・害虫駆除等の衛生管理対策 ・安心して話せる場の確保 5 医療・健康 ・医師（救護班、地域の医療機関等）による診察 ・保健師等による健康相談、保健指導、二次健康問題発生予防のための健康教育、家庭訪問の実施 ・栄養士による食事アセスメントと栄養相談の実施 ・歯科衛生士等による口腔ケアに関する支援 ・薬剤師による服薬指導、お薬相談 ・予防接種や健診など通常業務再開 ・DPAT等による被災者及び支援者のメンタルヘルスに関する支援 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				生活の状況		必要な対応	広域連合の対応	(略)				避難所期・被災直後の一時的な生活空間	1 避難所の運営 ・応援職員やボランティアに依存 ・昼間の避難者の減→運営への支障 2 情報の取得・管理・共有 ・災害対策本部等からの情報提供、生活支援情報の提供等 3 食料・物資 ・炊き出し、仕出し弁当、食料の多品目化、個炊、一般的な支援物資の充足 ・物的ニーズの多様化（シャワー、殺虫剤、季節衣料等） 4 避難所の居住環境 ・プライバシーの向上（間仕切り、更衣ルームなど） ・悪臭・はえ・蚊の発生 ・ウイルス等による集団感染の懸念 ・性暴力・DVの発生 5 医療・健康 ・生活不活発病等二次的な健康問題発生 ・災害のストレスによる精神的不調	1 避難所の運営 ・避難所運営会議（定例）の開催 ・避難所運営の民間委託又は自主運営の働きかけ、防災士、ボランティア等との協力連携 ・女性の参画の推進 2 情報の取得・管理・共有 ・生活支援情報のわかりやすい掲示 ・在宅避難者への支援情報の発信 3 食料・物資 ・ボランティアなどによる支援 ・温かい食事の提供、栄養面の配慮 4 避難所の居住環境 ・ 新型コロナウイルス感染症を含む 感染症対策のための適切な避難スペースの確保や適切な避難所レイアウト ・避難所の換気、冷暖房機器などの整備 ・避難所のバリアフリー化、間仕切りパーティションの設置 ※男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮 ・段ボールベッド等簡易ベッドの設置 ・シャワーや風呂の確保 ・洗濯場の確保 ・害虫駆除等の衛生管理対策 ・安心して話せる場の確保 5 医療・健康 ・医師（救護班、地域の医療機関等）による診察 ・保健師等による健康相談、保健指導、二次健康問題発生予防のための健康教育、家庭訪問の実施 ・栄養士による食事アセスメントと栄養相談の実施 ・歯科衛生士等による口腔ケアに関する支援 ・薬剤師による服薬指導、お薬相談 ・予防接種や健診など通常業務再開 ・DPAT等による被災者及び支援者のメンタルヘルスに関する支援		<p>＜被災者の生活状況の変化と必要な対応＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">生活の状況</th> <th>必要な対応</th> <th>広域連合の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>避難所期・被災直後の一時的な生活空間</td> <td> 1 避難所の運営 ・応援職員やボランティアに依存 ・昼間の避難者の減→運営への支障 2 情報の取得・管理・共有 ・災害対策本部等からの情報提供、生活支援情報の提供等 3 食料・物資 ・炊き出し、仕出し弁当、食料の多品目化、個炊、一般的な支援物資の充足 ・物的ニーズの多様化（シャワー、殺虫剤、季節衣料等） 4 避難所の居住環境 ・プライバシーの向上（間仕切り、更衣ルームなど） ・悪臭・はえ・蚊の発生 ・ウイルス等による集団感染の懸念 ・性暴力・DVの発生 5 医療・健康 ・生活不活発病等二次的な健康問題発生 ・災害のストレスによる精神的不調 </td> <td> 1 避難所の運営 ・避難所運営会議（定例）の開催 ・避難所運営の民間委託又は自主運営の働きかけ、防災士、ボランティア等との協力連携 ・女性の参画の推進 2 情報の取得・管理・共有 ・生活支援情報のわかりやすい掲示 ・在宅避難者への支援情報の発信 3 食料・物資 ・ボランティアなどによる支援 ・温かい食事の提供、栄養面の配慮 4 避難所の居住環境 ・感染症対策のための適切な避難スペースの確保や適切な避難所レイアウト ・避難所の換気、冷暖房機器などの整備 ・避難所のバリアフリー化、間仕切りパーティションの設置 ※男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮 ・段ボールベッド等簡易ベッドの設置 ・シャワーや風呂の確保 ・洗濯場の確保 ・害虫駆除等の衛生管理対策 ・安心して話せる場の確保 5 医療・健康 ・医師（救護班、地域の医療機関等）による診察 ・保健師等による健康相談、保健指導、二次健康問題発生予防のための健康教育、家庭訪問の実施 ・栄養士による食事アセスメントと栄養相談の実施 ・歯科衛生士等による口腔ケアに関する支援 ・薬剤師による服薬指導、お薬相談 ・予防接種や健診など通常業務再開 ・DPAT等による被災者及び支援者のメンタルヘルスに関する支援 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				生活の状況		必要な対応	広域連合の対応	(略)				避難所期・被災直後の一時的な生活空間	1 避難所の運営 ・応援職員やボランティアに依存 ・昼間の避難者の減→運営への支障 2 情報の取得・管理・共有 ・災害対策本部等からの情報提供、生活支援情報の提供等 3 食料・物資 ・炊き出し、仕出し弁当、食料の多品目化、個炊、一般的な支援物資の充足 ・物的ニーズの多様化（シャワー、殺虫剤、季節衣料等） 4 避難所の居住環境 ・プライバシーの向上（間仕切り、更衣ルームなど） ・悪臭・はえ・蚊の発生 ・ウイルス等による集団感染の懸念 ・性暴力・DVの発生 5 医療・健康 ・生活不活発病等二次的な健康問題発生 ・災害のストレスによる精神的不調	1 避難所の運営 ・避難所運営会議（定例）の開催 ・避難所運営の民間委託又は自主運営の働きかけ、防災士、ボランティア等との協力連携 ・女性の参画の推進 2 情報の取得・管理・共有 ・生活支援情報のわかりやすい掲示 ・在宅避難者への支援情報の発信 3 食料・物資 ・ボランティアなどによる支援 ・温かい食事の提供、栄養面の配慮 4 避難所の居住環境 ・感染症対策のための適切な避難スペースの確保や適切な避難所レイアウト ・避難所の換気、冷暖房機器などの整備 ・避難所のバリアフリー化、間仕切りパーティションの設置 ※男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮 ・段ボールベッド等簡易ベッドの設置 ・シャワーや風呂の確保 ・洗濯場の確保 ・害虫駆除等の衛生管理対策 ・安心して話せる場の確保 5 医療・健康 ・医師（救護班、地域の医療機関等）による診察 ・保健師等による健康相談、保健指導、二次健康問題発生予防のための健康教育、家庭訪問の実施 ・栄養士による食事アセスメントと栄養相談の実施 ・歯科衛生士等による口腔ケアに関する支援 ・薬剤師による服薬指導、お薬相談 ・予防接種や健診など通常業務再開 ・DPAT等による被災者及び支援者のメンタルヘルスに関する支援		<p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症となったことに伴う見直し</p>
	生活の状況		必要な対応	広域連合の対応																													
(略)																																	
避難所期・被災直後の一時的な生活空間	1 避難所の運営 ・応援職員やボランティアに依存 ・昼間の避難者の減→運営への支障 2 情報の取得・管理・共有 ・災害対策本部等からの情報提供、生活支援情報の提供等 3 食料・物資 ・炊き出し、仕出し弁当、食料の多品目化、個炊、一般的な支援物資の充足 ・物的ニーズの多様化（シャワー、殺虫剤、季節衣料等） 4 避難所の居住環境 ・プライバシーの向上（間仕切り、更衣ルームなど） ・悪臭・はえ・蚊の発生 ・ウイルス等による集団感染の懸念 ・性暴力・DVの発生 5 医療・健康 ・生活不活発病等二次的な健康問題発生 ・災害のストレスによる精神的不調	1 避難所の運営 ・避難所運営会議（定例）の開催 ・避難所運営の民間委託又は自主運営の働きかけ、防災士、ボランティア等との協力連携 ・女性の参画の推進 2 情報の取得・管理・共有 ・生活支援情報のわかりやすい掲示 ・在宅避難者への支援情報の発信 3 食料・物資 ・ボランティアなどによる支援 ・温かい食事の提供、栄養面の配慮 4 避難所の居住環境 ・ 新型コロナウイルス感染症を含む 感染症対策のための適切な避難スペースの確保や適切な避難所レイアウト ・避難所の換気、冷暖房機器などの整備 ・避難所のバリアフリー化、間仕切りパーティションの設置 ※男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮 ・段ボールベッド等簡易ベッドの設置 ・シャワーや風呂の確保 ・洗濯場の確保 ・害虫駆除等の衛生管理対策 ・安心して話せる場の確保 5 医療・健康 ・医師（救護班、地域の医療機関等）による診察 ・保健師等による健康相談、保健指導、二次健康問題発生予防のための健康教育、家庭訪問の実施 ・栄養士による食事アセスメントと栄養相談の実施 ・歯科衛生士等による口腔ケアに関する支援 ・薬剤師による服薬指導、お薬相談 ・予防接種や健診など通常業務再開 ・DPAT等による被災者及び支援者のメンタルヘルスに関する支援																															
生活の状況		必要な対応	広域連合の対応																														
(略)																																	
避難所期・被災直後の一時的な生活空間	1 避難所の運営 ・応援職員やボランティアに依存 ・昼間の避難者の減→運営への支障 2 情報の取得・管理・共有 ・災害対策本部等からの情報提供、生活支援情報の提供等 3 食料・物資 ・炊き出し、仕出し弁当、食料の多品目化、個炊、一般的な支援物資の充足 ・物的ニーズの多様化（シャワー、殺虫剤、季節衣料等） 4 避難所の居住環境 ・プライバシーの向上（間仕切り、更衣ルームなど） ・悪臭・はえ・蚊の発生 ・ウイルス等による集団感染の懸念 ・性暴力・DVの発生 5 医療・健康 ・生活不活発病等二次的な健康問題発生 ・災害のストレスによる精神的不調	1 避難所の運営 ・避難所運営会議（定例）の開催 ・避難所運営の民間委託又は自主運営の働きかけ、防災士、ボランティア等との協力連携 ・女性の参画の推進 2 情報の取得・管理・共有 ・生活支援情報のわかりやすい掲示 ・在宅避難者への支援情報の発信 3 食料・物資 ・ボランティアなどによる支援 ・温かい食事の提供、栄養面の配慮 4 避難所の居住環境 ・感染症対策のための適切な避難スペースの確保や適切な避難所レイアウト ・避難所の換気、冷暖房機器などの整備 ・避難所のバリアフリー化、間仕切りパーティションの設置 ※男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮 ・段ボールベッド等簡易ベッドの設置 ・シャワーや風呂の確保 ・洗濯場の確保 ・害虫駆除等の衛生管理対策 ・安心して話せる場の確保 5 医療・健康 ・医師（救護班、地域の医療機関等）による診察 ・保健師等による健康相談、保健指導、二次健康問題発生予防のための健康教育、家庭訪問の実施 ・栄養士による食事アセスメントと栄養相談の実施 ・歯科衛生士等による口腔ケアに関する支援 ・薬剤師による服薬指導、お薬相談 ・予防接種や健診など通常業務再開 ・DPAT等による被災者及び支援者のメンタルヘルスに関する支援																															
83	<p>⑨ 被災農業者等の広域避難 広域連合は、応援団体と連携し、被災農業者等の就業や研修、被災畜産業者の家畜飼育などを目的とした広域避難についてニーズ把握を行い、被災農業者等の受入に努める。</p> <p>(3) (略)</p>				<p>⑨ 被災農業者等の広域避難 広域連合は、応援団体と連携し、被災農業者等の就業や研修、被災畜産業者の家畜飼育などを目的とした広域避難についてニーズ把握を行い、被災農業者等の受入に努める。</p> <p>(3) (略)</p>				<p>表記誤りの修正</p>																								